

我孫子市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

我孫子市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則（令和元年規則第29号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第2条 略</p> <p><u>（勤勉手当の支給割合）</u></p>	<p>第2条 略</p>
<p><u>第3条 条例第14条第2項（条例第25条第1項において準用する場合を含む。）に規定する割合は、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合に、次項に規定するその者の勤務成績による割合（同項において「成績率」という。）を乗じて得た割合とする。</u></p> <p><u>(1) 6月 100分の100</u></p> <p><u>(2) 5月以上6月未満 100分の80</u></p> <p><u>(3) 3月以上5月未満 100分の60</u></p> <p><u>(4) 3月未満 100分の30</u></p> <p><u>2 成績率は、100分の72.5以上100分の107.5以下の範囲内で、各任命権者（その委任を受けた者を含む。）が定めるものとする。</u></p> <p>（パートタイム会計年度任用職員の報酬等の額）</p>	<p>（パートタイム会計年度任用職員の報酬等の額）</p>
<p><u>第4条 条例第16条</u>に規定するパート</p>	<p><u>第3条 条例第15条</u>に規定するパート</p>

タイム会計年度任用職員（技能労務職員を除く。）の1時間当たりの報酬の額は、職種及び経験年数に応じ、別表第2のとおりとする。

2 条例**第16条**に規定するパートタイム会計年度任用職員（技能労務職員に限る。）の1時間当たりの給料の額は、職種及び経験年数に応じ、別表第3のとおりとする。

3 略

（パートタイム会計年度任用職員の報酬等の支給日）

第5条 条例**第17条**の規則で定める期日は、同条の計算期間の末日の属する月の翌月21日とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い国民の祝日に関する法律に規定する休日、土曜日又は日曜日でない日とする。

2 特別の事情により、前項の規定により難いと認められる場合は、**同項**の規定にかかわらず、市長はこれを変更することができる。

（期末手当**及び勤勉手当**を支給しないパートタイム会計年度任用職員）

第6条 条例**第24条第1項及び第25条第1項**の規則で定める者は、基準日

タイム会計年度任用職員（技能労務職員を除く。）の1時間当たりの報酬の額は、職種及び経験年数に応じ、別表第2のとおりとする。

2 条例**第15条**に規定するパートタイム会計年度任用職員（技能労務職員に限る。）の1時間当たりの給料の額は、職種及び経験年数に応じ、別表第3のとおりとする。

3 略

（パートタイム会計年度任用職員の報酬等の支給日）

第4条 条例**第16条**の規則で定める期日は、同条の計算期間の末日の属する月の翌月21日とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い国民の祝日に関する法律に規定する休日、土曜日又は日曜日でない日とする。

2 特別の事情により、前項の規定により難いと認められる場合は、**前項**の規定にかかわらず、市長はこれを変更することができる。

（期末手当を支給しないパートタイム会計年度任用職員）

第5条 条例**第23条第1項**の規則で定める者は、基準日現在（退職し、又

現在（退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 本市の会計年度任用職員としての勤務条件が社会保険加入者の要件を満たさない者

(2) 我孫子市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第6号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員

(3) 我孫子市常勤の特別職の職員の給与に関する条例（昭和35年条例第33号）の適用を受ける職員

2 前項第1号の「社会保険加入者」とは、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第3条第1項第6号に規定する市町村職員共済組合の組合員（同法第144条の2第2項に規定する任意継続組合員を除く。）をいう。

（パートタイム会計年度任用職員の期末手当基礎額 及び勤勉手当基礎額の算出）

第7条 条例 第24条第2項の期末手当基礎額 及び条例第25条第2項の勤勉手当基礎額は、1時間当たりの報酬（技能労務職員にあっては、給料）の額に基準日前6か月における実勤

は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において 社会保険加入者でない者及び外国語指導助手とする。

2 前項の「社会保険加入者」とは、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第3条第1項第6号に規定する市町村職員共済組合の組合員（同法第144条の2第2項に規定する任意継続組合員を除く。）をいう。

（パートタイム会計年度任用職員の期末手当基礎額の算出）

第6条 条例 第23条第2項の期末手当基礎額は、1時間当たりの報酬（技能労務職員にあっては、給料）の額に基準日前6か月における実勤務時間数（正規の勤務時間数に限る。）

務時間数（正規の勤務時間数に限る。）を乗じて得た額を在職月数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

2 前項に定めるもののほか、パートタイム会計年度任用職員の期末手当基礎額**及び勤労手当基礎額**の算出に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償等）

第8条 条例**第26条ただし書**の規則で定める日数は、20日とする。

2 条例**第26条ただし書**に規定する場合における費用弁償（技能労務職員にあっては、通勤手当。以下この条において「費用弁償等」という。）の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) **給与条例**第11条第1項第1号に定める通勤手当の支給要件に該当する場合 月の初日から末日までの間におけるその者の通勤に要する運賃等（同号に規定す

を乗じて得た額を在職月数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

2 前項の場合において、外国語指導助手に係る勤務については、同項の1時間当たりの報酬及び実勤務時間数の対象としない。

3 前2項に定めるもののほか、パートタイム会計年度任用職員の期末手当基礎額の算出に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償等）

第7条 条例**第24条ただし書**の規則で定める日数は、20日とする。

2 条例**第24条ただし書**に規定する場合における費用弁償（技能労務職員にあっては、通勤手当。以下この条において「費用弁償等」という。）の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) **我孫子市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第6号。以下「給与条例」という。）**第11条第1項第1号に定める通勤手当の支給要件に該当する場

る運賃等をいう。以下同じ。)の額に相当する額(その額が、交通機関等(同号に規定する交通機関等をいう。以下同じ。)の月額定期代に相当する額を超えるときは、当該月額定期代に相当する額。以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額が55,000円を超えるときは、55,000円(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、55,000円)

(2)及び(3) 略

3 パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償等は、その者が条例**第26条**に規定する費用弁償等の支給要件に該当することとなった場合には、当該支給要件に該当することとなった日から支給を開始し、通勤に係る費用弁償等の支給を受けている者が当該支給要件を欠くこととなった場合には、当該支給要件を欠くこととなった日から支給しない。ただし、支給の開始については、通勤に係る届出がこれに係る事実の生

合月の初日から末日までの間におけるその者の通勤に要する運賃等(同号に規定する運賃等をいう。以下同じ。)の額に相当する額(その額が、交通機関等(同号に規定する交通機関等をいう。以下同じ。)の月額定期代に相当する額を超えるときは、当該月額定期代に相当する額。以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額が55,000円を超えるときは、55,000円(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、55,000円)

(2)及び(3) 略

3 パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償等は、その者が条例**第24条**に規定する費用弁償等の支給要件に該当することとなった場合には、当該支給要件に該当することとなった日から支給を開始し、通勤に係る費用弁償等の支給を受けている者が当該支給要件を欠くこととなった場合には、当該支給要件を欠くこととなった日から支給しない。ただし、支給の開始については、通勤に係る届出がこれに係る事実の生

じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日から行うものとする。

4 から 6 まで 略

(期末手当 及び勤勉手当の支給日等)

第 9 条 条例 **第 28 条** の規則で定める期日は、別表第 4 のとおりとする。

2 前項の場合においては、**第 5 条第 1 項ただし書** 及び同条第 2 項の規定を準用する。

3 第 3 条、第 6 条及び第 7 条並びに前 2 項に規定するもののほか、会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当については、期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和 39 年規則第 5 号）の規定の例による。

第 10 条 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 6 年 6 月に外国語指導助手に対して支給する期末手当及び勤勉手当の特例)

2 令和 6 年 6 月に外国語指導助手に対して支給する期末手当及び勤勉手当に関する第 7 条第 1 項の規定の適用については、同項中「基準日前 6 か月」とあるのは「基準日前 2 か月」

じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日から行うものとする。

4 から 6 まで 略

(期末手当 の支給日)

第 8 条 条例 **第 26 条** の規則で定める期日は、別表第 4 のとおりとする。

2 前項の場合においては、**第 4 条第 1 項ただし書** 及び同条第 2 項の規定を準用する。

第 9 条 略

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

と、「在職月数」とあるのは「令和
6年4月以後の在職月数」とする。

別表第1中

「

事務補 助職員	153,000	158,300	164,200	170,100	175,400	180,700	185,700	190,700	195,400	199,700
保育士	193,400	198,500	202,900							206,700

」を

「

事務補 助職員	158,300	164,400	167,700	172,300	177,600	180,700	185,700	190,700	195,400	199,700
保育士	193,400	198,500	202,900							206,700
栄養士	193,400	198,500	202,900							206,700

」に

改める。

別表第2中「第3条関係」を「第4条関係」に、

「

事務補助職員	1,030	1,070	1,110	1,150	1,180	1,220	1,250	1,290	1,320	1,350
データ・資料等整理員	1,026									1,040
行政サービスセンター長										1,350
印刷・郵送業務支援員	1,030	1,070	1,110	1,150	1,180	1,220	1,250	1,290	1,320	1,350

」を

「

事務補助職員	1,070	1,100	1,130	1,160	1,190	1,220	1,250	1,290	1,320	1,350
データ・資料等整理員	1,026									1,050
印刷・郵送業務支援員	1,070	1,100	1,130	1,160	1,190	1,220	1,250	1,290	1,320	1,350

」に、

「

男女共同参画推進員	1,030	1,070	1,110	1,150	1,180
-----------	-------	-------	-------	-------	-------

」を

「

男女共同参画推進員	1,070	1,100	1,130	1,160	1,190
-----------	-------	-------	-------	-------	-------

」に、

「

健診結果等入力専門作業員	1,030	1,070	1,110	1,150	1,180
--------------	-------	-------	-------	-------	-------

」を

「

健診結果等入力専門作業員	1,070	1,100	1,130	1,160	1,190
--------------	-------	-------	-------	-------	-------

」に、

「

生活支援員	1,070	1,100									1,130
生活支援・事務補助員	1,030	1,070	1,110	1,150	1,180	1,220	1,250	1,290	1,320	1,350	
介護福祉士	1,310	1,360	1,400	1,450	1,550	1,590	1,630	1,670	1,710	1,760	1,810
理学療法士	2,310	2,370	2,440	2,500							2,540

」を

「

生活支援員	1,100	1,130									1,160
生活支援・事務補助員	1,070	1,100	1,130	1,160	1,190	1,220	1,250	1,290	1,320	1,350	
介護福祉士	1,310	1,360	1,400	1,450							1,550

」に、

「

就労支援員	1,030	1,070	1,110	1,150	1,180
生活相談・就労支援員	1,030	1,070	1,110	1,150	1,180

」を

「

就労支援員	1,070	1,100	1,130	1,160	1,190
生活相談・就労支援員	1,070	1,100	1,130	1,160	1,190

」に、「婦人相談員」を「女性相談支援員」

に、

「

学習支援コーナー ディネーター	1,030	1,070	1,110	1,150	1,180
--------------------	-------	-------	-------	-------	-------

」を

「

学習支援コーナー ディネーター	1,070	1,100	1,130	1,160	1,190
--------------------	-------	-------	-------	-------	-------

」に、

「

保育補助員	1,030					1,050
時間外保育補助員	1,100					1,130

」を

「

保育補助員	1,040					1,060
時間外保育補助員	1,140					1,160

」に、

「

アシスタント	1,030					1,050
--------	-------	--	--	--	--	-------

」を

「

アシスタント	1,040					1,060
--------	-------	--	--	--	--	-------

」に、

「

母子・父子自立支援員	1,030	1,070	1,110	1,150	1,180
------------	-------	-------	-------	-------	-------

」を

「

母子・ 父子自 立支援 員	1,070	1,100	1,130	1,160	1,190
------------------------	-------	-------	-------	-------	-------

」に、

「

相談支 援専門 補助員	1,030	1,070	1,110	1,150	1,180
-------------------	-------	-------	-------	-------	-------

」を

「

相談支 援専門 補助員	1,070	1,100	1,130	1,160	1,190
-------------------	-------	-------	-------	-------	-------

」に、

「

児童発達支援補助員	1,070											1,100
介護認定調査員	1,550	1,590	1,630	1,670	1,710	1,760	1,810	1,850	1,900	1,950	2,000	
主任介護支援専門員	1,710											1,750
介護支援専門員	1,400											1,450
レセプト点検員（医科）	1,030	1,070	1,110	1,150	1,180	1,220	1,250	1,290	1,320	1,350		
レセプト点検員（歯科）	1,030	1,070	1,110	1,150	1,180	1,220	1,250	1,290	1,320	1,350		

」を

「

児童発達支援補助員											1,100
介護認定調査員	1,550	1,590	1,630	1,670	1,710	1,760	1,810	1,850	1,900	1,950	2,000
レセプト点検員（医科）	1,070	1,100	1,130	1,160	1,190	1,220	1,250	1,290	1,320	1,350	
レセプト点検員（歯科）	1,070	1,100	1,130	1,160	1,190	1,220	1,250	1,290	1,320	1,350	

」に、

「

技能・事務補助員	1,030	1,070	1,110	1,150	1,180
----------	-------	-------	-------	-------	-------

」を

「

技能・事務補助員	1,070	1,100	1,130	1,160	1,190
----------	-------	-------	-------	-------	-------

」に、

「

学校事務補助員	1,026	1,040
理数教育支援員	1,040	1,080
ICT教育支援員	1,040	1,080

」を

「

学校事務補助員	1,026	1,050
理数教育支援員	1,080	1,120
ICT教育支援員	1,080	1,120

」に、

「

いじめ 防止対 策担当 職員	1,310	1,360	1,400	1,450	1,550	1,590	1,630	1,670	1,710	1,760	1,810
スケー ルサポ ート教 員	1,260										1,310
外国語 指導助 手	2,500	2,540	2,580	2,620	2,660	2,700	2,740	2,780	2,820	2,860	2,900

」を

「

いじめ 防止対 策担当 職員	1,310	1,360	1,400	1,450	1,550	1,590	1,630	1,670	1,710	1,760	1,810
学校経 営アド バイザ ー											1,450
スケー ルサポ ート教 員	1,300	1,330	1,360	1,390	1,420						1,450
外国語 指導助 手	2,200	2,240	2,280	2,320	2,360						2,400

」に、

「

教育相 談員	2,310	2,370	2,440	2,500								2,540
教育相 談補助 員	1,310	1,360	1,400	1,450	1,550	1,590	1,630	1,670	1,710	1,760	1,810	
研究指 導員	1,260											1,310

」を

「

教育相 談員	2,310	2,370	2,440	2,500								2,540
-----------	-------	-------	-------	-------	--	--	--	--	--	--	--	-------

」に、

「

い じ め・悩 み相談 員	1,260											1,310
------------------------	-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-------

」を

「

校内教 育支援 センター コーディネ ーター	1,310	1,360	1,400	1,450	1,550							1,590
------------------------------------	-------	-------	-------	-------	-------	--	--	--	--	--	--	-------

」に、

「生徒指導アドバイザー」を「校内教育支援センター指導員」に、

「

学級支援員											1,050
公民館 学級・ 講座コ ーデー ネータ ー	1,030	1,070	1,110	1,150	1,180	1,220	1,250	1,290	1,320	1,350	
司書	1,070	1,110	1,150	1,220	1,260	1,310	1,340	1,370	1,390	1,420	1,440
学校司 書	1,030										1,060
図書整 理員	1,026										1,040
古文書 調査員											1,050
古文書 整理員											1,026

」を

「

学級支援員											1,090
公民館 学級・ 講座コ ーデー ネータ ー	1,070	1,100	1,130	1,160	1,190	1,220	1,250	1,290	1,320	1,350	
司書	1,110	1,140	1,180	1,220	1,260	1,300	1,340	1,370	1,390	1,420	1,440
学校司 書	1,070										1,100
図書整 理員	1,026										1,050

」に、

「

埋蔵	調査員	2,390
文化	調査補	1,290
財発	助員	
掘作 業員	主任作 業員	1,220
	作業員	1,130
	作業補 助員	1,050
文化	調査員	2,100
財整	調査補	1,130
理作	助員	
業員	主任作 業員	1,060
	作業員	1,040
	作業補 助員	1,026

」を

「

埋蔵文化財発掘作業員	調査補助員	1,290
埋蔵文化財発掘作業員	主任作業員	1,220
	作業員	1,130
	作業補助員	1,050
	調査補助員	1,130
埋蔵文化財整理作業員	主任作業員	1,090
	作業員	1,050
	作業補助員	1,026
	調査補助員	1,130

」に、

「

文化財 施設受 付等事 務補助 員	1,026	1,040
博物館 資料整 理員	1,026	1,040
博物館 受付・ シヨツ プ販売 員	1,026	1,040

」を

「

文化財 施設受 付等事 務補助 員	1,026	1,050
博物館 事務補 助員	1,026	1,050
博物館 受付・ シヨツ プ販売 員	1,026	1,050

」に

改め、同表備考中「1, 100」を「1, 140」に、「1, 030」を「1, 040」に、「1, 130」を「1, 160」に、「1, 050」を「1, 060」に改める。

別表第3中「第3条関係」を「第4条関係」に、

「

測定作業員	1,026	1,050
技能員	1,026	1,050
給食調理員	1,060	1,090
給食調理補助員	1,026	1,040
自動車運転手	1,050	1,090
用務員	1,026	1,040

」を

「

測定作業員		1,060
技能員		1,060
給食調理員	1,100	1,140
給食調理補助員	1,026	1,050
自動車運転手		1,090
用務員	1,026	1,050

」に

改める。

別表第4中「第8条関係」を「第9条関係」に、「期末手当」を「期末手当及び勤勉手当」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(我孫子市会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部改正)

2 我孫子市会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和2年規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給料及び報酬の決定における経験年数の換算方法)</p> <p>第4条 我孫子市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則（令和元年規則第29号）第2条第1項並びに第4条第1項及び第2項の経験年数（以下「経験年数」という。）は、会計年度任用職員として任用しようとする日の属する年度（次項において「任用年度」という。）前10年度内における当該任用しようとする職種と同一の職種で在職（本市の会計年度任用職員としての在職に限る。次項において同じ。）した期間に係る社会保険加入者であった日数を365で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）の年数とする。</p>	<p>(給料及び報酬の決定における経験年数の換算方法)</p> <p>第4条 我孫子市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則（令和元年規則第29号）第2条第1項並びに第3条第1項及び第2項の経験年数（以下「経験年数」という。）は、会計年度任用職員として任用しようとする日の属する年度（次項において「任用年度」という。）前10年度内における当該任用しようとする職種と同一の職種で在職（本市の会計年度任用職員としての在職に限る。次項において同じ。）した期間に係る社会保険加入者であった日数を365で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）の年数とする。</p>

2 及び 3 略

2 及び 3 略